

# 備前市職員早期退職者募集実施要項

## (目的)

第1条 この要項は、備前市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する規則（以下「募集規則」という。）第2条の規定に基づき、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、募集規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (退職すべき期日)

第2条 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、翌年3月31日とする。

## (募集人数)

第3条 早期退職者募集人数は若干名とする。

## (募集期間)

第4条 早期退職者募集期間は8月1日～8月31日（末日が休日等の場合はその翌日、翌々日とする）までとする。

## (対象職員)

第5条 早期退職の対象となる職員は、退職すべき期日において満年齢が45歳以上59歳以下（備前市職員の定年等に関する条例（平成17年備前市条例第39号）第3条ただし書きにおいて定年年齢が65年とされている医師については満年齢が50歳以上64歳以下。）の者とする。

## (応募又は応募の取下げの手続き)

第6条 早期退職者募集に応募しようとする職員は、第4条の募集期間内に、応募申請書を総合政策部総務課長に提出するものとする。

2 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下げ申請書を総合政策部総務課長に提出するものとする。

## (応募の認定又は不認定の通知の予定時期)

第7条 応募の認定又は不認定の通知の予定時期は9月下旬とする。

## (早期退職者募集に関する問い合わせ先)

第8条 総合政策部 総務課 職員係

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は、平成26年8月1日から施行する。

(備前市職員勸奨退職実施要綱の廃止)

第2条 備前市職員勸奨退職実施要綱は廃止する。

## 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

殿

応募年月日 年 月 日

応募申請者.....<sup>印</sup>

私は、備前市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する規則第3条第1項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	年 月 日
備 考	

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級 号 給	給料表[ 職給料表 ( ) ] .....級 .....号給		
生年月日	昭和 年 月 日	年 齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

## 早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

殿

取下げ年月日 年 月 日

取下げ申請者.....<sup>印</sup>

私は、備前市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する規則第3条第1項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき期日又は期間	年 月 日		
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注) 「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

### ※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	